

令和4年度島根県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度島根県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」(令和4年3月23日老発0323第2号別紙。以下「国実施要綱」という。)及び社会福祉法人に対する助成に関する条例(昭和38年島根県条例第33号)並びに補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国実施要綱に基づき、介護サービス事業所・施設等(以下「補助事業者」という。)が実施する緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業を交付の対象とする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを比較して少ない方の額に第1号の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助事業者が実施する次の表の第1欄に掲げる事業について、同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	知事が必要と認められた額	国実施要綱3(1)の対象経費	10/10

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額(補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次項の場合を除き、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

令和4年度島根県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度島根県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」(令和4年3月23日老発0323第2号別紙。以下「国実施要綱」という。)及び社会福祉法人に対する助成に関する条例(昭和38年島根県条例第33号)並びに補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国実施要綱に基づき、介護サービス事業所・施設等(以下「補助事業者」という。)が実施する緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業を交付の対象とする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とを比較して少ない方の額に第1号の表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助事業者が実施する次の表の第1欄に掲げる事業について、同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業	知事が必要と認められた額	国実施要綱3(1)の対象経費	10/10

(2) 総事業費から寄付金その他の収入額(補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次項の場合を除き、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により主務大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により主務大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。

2 補助事業者が地方公共団体である場合は、前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる条件並びに次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により主務大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調査を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により主務大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければ

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。

2 補助事業者が地方公共団体である場合は、前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる条件並びに次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調査を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調査及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければ

(改正後)

ならない。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付申請は、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、様式第2号による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第4号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日（第5条第1項第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）から起算して1か月を経過した日_____まで知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(改正後)

(改正前)

ならない。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付申請は、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、様式第2号による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第4号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日（第5条第1項第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）から起算して1か月を経過した日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日まで知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。

(改正前)

(改正後)

様式第1号～様式第5号 〔略〕

(改正前)

様式第1号～様式第5号 〔略〕

(改正後)

(改正前)